

提出議案一覧表

議案番号	件名	ページ
第 1 号議案	地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について	4
第 2 号議案	地震・防災対策の充実強化について	7
第 3 号議案	社会福祉施策の充実強化について	11
第 4 号議案	保健・医療施策の充実強化について	14
第 5 号議案	生活交通対策の充実強化について	17
第 6 号議案	環境及び廃棄物・リサイクル対策の促進について	18
第 7 号議案	教育・文化施策の充実強化について	21
第 8 号議案	都市基盤の整備促進について	24
第 9 号議案	農林施策の充実強化について	28
第 10 号議案	経済・雇用施策の充実強化について	30

第1号議案

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体は厳しい財政状況の中にあつて、地域が持つ特性や住民ニーズに対応した身近な行政サービスを、自らの政策と財源により提供するため、徹底した行財政改革に取り組んでいる。

よつて、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方公務員の給与削減について

- (1) 国は地方交付税を一方向的に削減し、半ば強要する形で地方に給与の削減を要請したことは、地方分権の根幹に関わる重大な問題である。本来、地方公務員の給与は、都市自治体が条例によつて決定すべきものであり、その自主性を侵さないこと。
- (2) 国と地方の給与水準については、ラスパイレス指数のあり方を含め、給与と手当の総合的な比較を行い、早急に国と地方の協議の場において十分な協議をすること。

2. 地方分権改革の推進について

- (1) 地方分権改革における義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲について、第三次一括法案の内容や第四次見直しに出された都市自治体の意見を十分に反映した上で、更なるスピード感を持って推進していくこと。
- (2) 第30次地方制度調査会において審議されている大都市制度や都市自治体のあり方について、地方分権の観点から、より進んだ制度となるよう議論を深め、早期に制度を構築するとともに、権限に見合った財政措置を講じること。

3. 地方交付税について

- (1) 国と地方の協議の場で、都市自治体と十分な協議を行い、地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 特別交付税の算定において、人口一人当たりの行政経費が多額である都市自治体に対する減額調整について、地域の事情等を十分に考慮し廃止すること。
- (3) 市町村合併に伴い、過疎地域を包含した都市自治体に対する、地方交付税の特例期間の更なる延長及び過疎地域への普通交付税の補正率の拡大など、継続的な財政措置を講じること。

4. 地方財政の充実強化について

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるため、ひも付き補助金を廃止するとともに、本格

的な税源移譲を早期に実現すること。

(2) 地域自主戦略交付金に代わる新たな交付金の創設について、都市自治体との合意形成を前提に、早急に地方税財政制度全体のあり方の中で議論すること。

5. マイナンバー制度導入に係る財政措置について

マイナンバー制度導入に当たっては、システムやネットワーク改修等について、十分な準備期間を確保するとともに、都市自治体に新たな費用負担が生じないよう財政措置を講じること。

6. 自動車取得税について

自動車取得税は、住民が求める行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくための都市自治体の役割に応じた財源であることから、具体的な代替財源を明示されない限り、廃止しないこと。

7. 国政選挙に係る執行経費について

国政選挙に必要な経費の基準額については、選挙の適正な管理執行に支障を来たさないよう十分地域の実情を考慮した執行経費の確保に努め、都市自治体に負担が生じることがないようにすること。

8. 辺地・特定農山村地域・振興山村地域に係る財政支援について

人口減少・少子高齢化の急速な進展等により、多くの課題を抱えている辺地・特定農山村地域・振興山村地域を対象とする過疎集落等自立再生事業による補助制度の拡充、又は新たな補助制度を創設すること。

9. 基地対策予算について

(1) 国有提供施設等所在市町村交付金と固定資産税・都市計画税との乖離があることから、平成26年度予算において交付金を増額するとともに、基地交付金の対象となる資産を拡大すること。

(2) 基地周辺対策事業に係る財源を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大するなど、適用基準を緩和すること。

10. 法人市民税の還付加算金の見直しについて

法人市民税の中間納付額の還付に係る還付加算金について、早急に廃止を含め見直すこと。

11. 住宅用地に係る固定資産税負担軽減措置の見直しについて

長期間居住がなく、かつ老朽家屋の住宅用地について、固定資産税軽減特例措置の適用対象外とすること。

12. 戸籍副本データ管理システム導入に伴う経費への財政措置について

戸籍副本データ管理システム導入により発生する都市自治体のシステム改修等の経費については、国の責任において確実な財政措置を講じること。

13. 本人通知制度の整備について

住民票等の不正請求対策として、第三者などに住民票等を交付した場合に本人へ通知する「本人通知制度」の戸籍法及び住民基本台帳法を整備すること。

1 4. インターネットによる登記情報提供サービスの公用免除について

財団法人民事法務協会が提供する、インターネットによる登記情報提供サービスについて、都市自治体が利用する場合は、公用免除を適用すること。

1 5. 旧土地台帳付属地図（公図）の電子データについて

固定資産の評価庁である都市自治体は、旧土地台帳付属地図（公図）等の整備・保管が義務付けされていることから、法務局は、提供を希望する都市自治体に対して、旧土地台帳付属地図（公図）の電子データを提供すること。

1 6. 登記所からの通知について

土地・建物の表示、又は権利に関する登記をした場合に、登記所は、当該所在地の都市自治体に書面により通知するよう規定されているが、より効率化を図るため電子化すること。

1 7. 電波受信環境の整備について

携帯電話のサービス提供エリア外の地域や地上デジタル放送移行後も、個別受信による視聴ができない過疎地や離島等に対して、携帯電話中継基地の整備支援、超高速ブロードバンドの基盤整備及び地上デジタル波中継施設の整備など、電波受信環境の整備に万全の措置を講じること。

1 8. 地域改善対策及び人権施策の推進について

同和問題をはじめとした不当な差別をなくし、真の人権尊重の社会を実現するために、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を実効性のあるものにするとともに、人権が侵害された場合における、被害者の救済に関する法律を早期に制定すること。

1 9. 消費者保護の取組みへの支援について

- (1) 消費者教育推進法を踏まえた、消費者教育・啓発及び消費者被害未然防止の取組みに対し、平成26年度以降も財政措置を講じること。
- (2) 消費生活専門相談員資格取得のための養成研修の回数を増やすとともに、国民生活センターが開催する研修について、地方の受講希望者が参加しやすいよう開催場所を見直すこと。

第2号議案

地震・防災対策の充実強化について

(東 海)

発生確率の高い東海・東南海・南海地震に伴う巨大津波や地球温暖化等により大型化する台風、頻発する集中豪雨など自然災害の脅威に対して、ハード対策と減災面等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は、喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高及び人的・物的被害想定」に基づき、この被害想定区域を巨大地震緊急対策区域として指定し、津波防災対策の更なる充実強化を図るとともに、都市自治体を実施する、津波防災・減災対策事業に対して財政措置を拡充すること。
- (2) 防災の重要拠点となる公共施設の早期耐震化、避難所機能の充実、避難道路の整備、橋梁やトンネルの耐震化に加え、長寿命化、未耐震の老朽化公共施設の早期取り壊しなど、総合的に取り組むことができるよう、財政措置を講じること。
- (3) 緊急防災・減災事業にメニューがなく、巨額の費用が必要となる地震、津波及び液状化に係る事業に対する財政措置を講じること。
- (4) 補助・直轄事業分においては、全国防災事業債を発行することなく、全額国庫補助金で実施し、地方単独事業分においては、緊急防災・減災事業債の発行枠を拡大すること。
- (5) 災害対策拠点施設や避難所等の建設及び耐震化事業は、臨時的な起債による財政措置でなく、新たな補助金制度を創設し、恒常的な補助金と起債による財政措置を講じること。
- (6) 老朽化により安全性・耐震性が懸念される、ため池も含めた耐震診断・改修に加え、台風・集中豪雨水害に対する防災・減災対策が図れるよう、対象事業を拡充すること。
- (7) 激甚災害の指定及び災害救助法並びに被災者生活再建支援法の適用地については、事故繰越理由書の簡素化、審査及び資料の省略等の特例措置を適用すること。
- (8) 東海・東南海・南海地震が想定される地域の漁港施設、海岸保全施設等の機能保全計画、耐震診断及び耐震化等の事業については、国の補助率を嵩上げすること。

2. 地域防災力の強化について

- (1) 自助・共助意識の高揚と減災の実現を図るため、災害対策基本法第7条の住民等の責務に則り、自らの命を守るためにとるべき行動（自助）と、大災害時の被害を軽減するために地域でできる行動（共助）について、全国メディアを活用するなど、周知・啓発活動を強化拡充すること。
- (2) 大規模災害時において、水防団が消防団と同様に地域の防災組織として活動できるよう、早急に専任水防団員の公務範囲を拡大するとともに法的に位置付けること。

3. ライフラインの整備強化等について

- (1) 海岸地域の国道及びバイパスについては、津波への防災、減災機能を持たすため、高盛土による沿岸部への計画路線の変更や高台避難を可能とする道路工法の採用など、関係法令を柔軟に運用するとともに、技術的な支援を行うこと。また、海岸地域のバイパス未着手区間の整備については、早期の事業採択と財政措置を講じること。
- (2) 災害時に重要な拠点となる病院、避難所等への水道管の耐震化を促進するため、水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準を緩和すること。
- (3) 災害時における水の安定供給確保や水道事業経営の健全化を図るため、基幹管路等水道施設の耐震化整備事業や老朽管更新事業の耐震化など、更新に係る国庫補助採択基準を緩和し、補助対象施設要件が緩和された自由度の高い、高率な国庫補助制度を創設するとともに、財政措置を講じること。
- (4) 下水道施設の早期耐震化に向け、社会資本整備総合交付金の補助率引き上げ等の財政措置を拡充するとともに、既存の下水道施設の更新や耐震化に必要な国庫補助は、満額交付すること。

4. 公共施設の耐震化の促進について

- (1) 小中学校施設の耐震化工事等を早期に完了するため、継続的な予算措置の確保と拡充、国庫補助金及び実工事費に即した補助単価等の引き上げなど、財政措置を拡充すること。
- (2) 地震防災対策特別措置法の地震防災緊急事業五箇年計画に掲載のない建物も、掲載済建物と同様な財政上の特別措置を受けられるよう、基準を緩和すること。
- (3) 既に太陽光発電設備を整備した小中学校に蓄電設備を整備するため、文部科学省の学校施設環境改善交付金の補助率引き上げ等、財政措置を拡充すること。
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正に伴い、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務付けにより都市自治体の財政負担が増大するため、耐震診断及びその後の耐震改修への補助制度と財政措置を拡充すること。

5. 海岸堤防等の防災機能強化について

- (1) 大規模地震に伴う津波被害を軽減するため、強振動にも耐えられる海岸堤防の整備・補強に対する財政措置を拡充すること。

- (2) 老朽化の著しい津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の早期完了に向けた財政措置を講じること。
- (3) 護岸・堤防が未整備の志摩市布施田海岸等については、高潮及び津波被害が想定されるため、早急に整備すること。
- (4) 海岸浸食の進む七里御浜海岸の無堤防区間を早期解消するとともに、国の直轄事業とすること。

6. 巨大津波に対する公共施設等整備ガイドラインの策定について

- (1) 想定される最大クラスの津波高に対して、防潮堤築造や道路嵩上げなど広域的な防御対策（ガイドライン）を早期に示すこと。
- (2) 緊急避難施設として、避難者の安全性が保てる密閉性の高い施設・設備とされる「津波避難シェルター」について、都市自治体が有効性を判断することは困難なため、津波避難シェルター整備に関するガイドラインを策定すること。

7. 土地取得・利用に係る緩和措置について

- (1) 防災施設整備に係る用地取得については、土地収用法第3条に規定する事業として、租税特別措置法の特例対象事業とすること。
- (2) 津波防災対策に伴う土地利用について、関係法令（農地法、農業振興地域の整備に関する法律等）の見直しなど、規制の緩和と柔軟な運用を行うこと。

8. 特定工場等の防災力強化について

特定工場等については、大規模地震発生時に、有害物質等の流出が危惧されており、特定工場等に対する大規模地震発生時危機管理マニュアルの策定指針を制定すること。

9. 住宅の耐震対策等の促進について

- (1) 国は液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進め、液状化の危険性の高い地域の住宅に対する液状化対策基準など、防災・減災対策や被害が発生した場合の復旧対策に向けた指針を作成するとともに、住宅への財政支援制度を早期に確立すること。
- (2) 老朽家屋の耐震化を促進するため、住民及び施工者が、積極的に取り組むことができる工法の構築及び財政措置を講じること。

10. 災害情報伝達体制の充実強化について

- (1) 住民への情報伝達手段の充実を図り、迅速・正確な防災情報の伝達により、減災に寄与できる同報無線のデジタル化を促進するため、国策として取り組むとともに、財政措置を講じること。
- (2) 災害情報を市民に一括して発信するシステムの構築を支援するため、総務省の防災情報通信基盤整備事業による補助枠や補助適用範囲を拡充するとともに、財政措置を講じること。

11. 消防救急無線デジタル化整備事業等について

- (1) 消防救急無線デジタル化整備事業は、市域面積、地形、積雪寒冷など地域の実情を考慮し、単年度や共通波に限定しないなどの事業採択要件を緩和し、財政措置を拡充すること。
- (2) 多額の費用を要する「消防救急無線のデジタル化」に対し、緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象範囲と対象事業年度に関する要件を拡充するとともに、補助基準額を増額すること。また、拡充した要件に該当する事業について、防災対策事業債（防災基盤整備事業）を、国庫補助金交付事業にも活用できる扱いとし、充当率、交付税算入率とも100%とするとともに、平成25年度事業からの適用とすること。
- (3) 高速道路のトンネル内に設けられた無線設備は、道路管理者が整備するよう、早期に調整を図ること。

1 2. 消防防災施設整備費補助金について

- (1) 多様化する災害等に対応するため、高機能消防指令センター（旧I型）への補助制度を復活し、小規模消防本部の指令管制システムの近代化促進が図れるよう、制度を見直し財政措置を講じること。
- (2) 防災対策事業に係る地方債では、緊急防災・減災事業等を都市自治体が単独で実施する場合に高機能消防指令センター整備に充当できないため、交付基準を見直すこと。

1 3. 原子力災害対策に関する対応について

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成マニュアルでは、都市自治体の対応（広域避難体制の整備、広域一次滞在先の確保、緊急輸送体制の整備等）が多く求められているが、原子力政策は国の政策で進められてきたものであることから、国が主体となり責任をもって対応すること。
- (2) 緊急防護措置区域（UPZ）以外の都市自治体でも、岐阜県が発表した放射性物質拡散シミュレーションに基づき、必要な圏域に対し防護措置のための資機材等の購入に対する財政措置を講じること。

1 4. 原発事故に伴う賠償について

原発事故により、都市自治体を実施した様々な業務（放射性物質の測定検査等）について、確実に賠償対象とすること。

1 5. 富士山火山防災対策の充実強化について

富士山噴火に対する防災対策・避難対策・応急復旧対策で、重要な国、県、市町村の連携が機能するよう、富士山火山広域防災対策基本方針に示されている合同現地対策本部について、警戒段階からの対応を踏まえて具体化を図ること。また、観測の精度を一層高め監視機器の充実を図るとともに、火山活動に関する情報が、観光産業など地域の経済活動に与える影響の大きさを鑑み、関係機関と連携し、情報の一元化など迅速で的確な情報提供のあり方を検討すること。

第3号議案

社会福祉施策の充実強化について

(東 海)

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、都市自治体が様々な社会保障サービスを持続的に供給できる環境整備と福祉施策の一層の推進が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度の抜本的な改正について

- (1) 国民健康保険は、高齢化の急速な進展に伴う、医療費増加の影響や低所得者の加入割合が高いことなど、構造的に財政基盤が極めて脆弱であるため、財政状況は厳しく、国民健康保険に対する財政支援が、都市自治体の財政を逼迫させている。安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。
- (2) 医療保険制度を一本化するまでの当面の間は、国の責任において、安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、国又は都道府県に広域化し、都市自治体との適切な役割分担のもと、国保制度の再編を行うこと。
- (3) 国又は都道府県を主体とした、新しい国保制度に移行するまでの間、低所得者や中間所得層の負担軽減を図り、都市自治体における国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
- (4) 制度の移行に際しては、各保険者に対して十分な協議と情報提供を行うとともに、新たな都市自治体の負担や保険料負担の増加を招かないよう適切な措置を講じること。特に、制度改正に伴うシステム改修等の経費については、全額国庫負担とすること。
- (5) 社会保障制度の充実は、国の重要施策であるため、福祉医療に伴う国民健康保険事業に対する国庫支出金減額措置を廃止すること。

2. 新たな高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度については、国又は都道府県を保険者とした、全ての国民を対象とする医療保険制度へ一本化するなど、国が責任を持って持続できる制度を早急に構築すること。

3. 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の財源負担は、自己負担が原則1割、残り9割のうち公費負担が50%、保険料負担が50%（65歳以上21%、40～64歳29%）であるが、65歳以上の保険料負担は限界に達している。

消費増税を迎える中、「社会保障と税の一体改革」において、高齢者のこれ以上の介護保険料負担の増加を抑制するため、65歳以上の保険料負担割合21%を見直し、都市自治体の意見を十分尊重したうえで国庫負担の割合を引き上げること。

- (2) 「サービス付き高齢者向け住宅」は、一定の要件を満たすものを除き、介護保険制度の住所地特例の対象外とされていることから、当該施設所在地の都市自治体の保険財政に大きな影響を与えているため、全ての「サービス付き高齢者向け住宅」を住所地特例の対象施設とすること。

4. 少子化対策及び子育て支援施策の充実強化について

- (1) 子ども・子育て新支援制度については、子育てに関わる大きな制度変更であることから、新制度移行に際し、都市自治体に混乱が生じないように、都市自治体をはじめとした関係者に対し、速やかに情報提供を行うこと。
- (2) 都市自治体の子育て支援の促進と施設の老朽化による改築や耐震化のため、公立保育所整備に国庫補助金を交付すること。
- (3) 保育料は、保育所徴収金基準額として国が定めているが、多くの都市自治体は、保護者の経済的負担軽減措置を実施しなければならないため、実情に即した保育所徴収金基準額に見直すとともに、徴収金基準額と保育料の差額に対し、財政措置を講じること。
- (4) 放課後児童対策の更なる充実を図るため、10人未満の小規模児童クラブに対する、安定的な財政措置や障害児受入数に応じた指導員配置に係る加算措置など、実態に見合った適切な措置を講じること。
- (5) 母子・寡婦福祉資金の貸付に、父子家庭の父を含めるよう、事業を拡大するとともに、財政措置を講じること。

5. 障害者支援施策の充実強化について

- (1) 障害者総合支援法における利用者負担は、所得区分認定に係る世帯の範囲を障害者等の生活実態を十分に踏まえた軽減措置に拡充するとともに、軽減措置に必要な財源は全額国庫負担とすること。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の施行に伴い、障害者就労施設等からの受注機会の一層の拡大を図るため、財政措置を講じること。
- (3) 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援事業について、障害者が利用するサービス提供事業所の職員が、指定計画相談支援事業所の相談支援専門員として兼務し、モニタリング等を実施できるよう、人員等基準見直しを図ること。
- (4) 保育所に入所している自閉症や発達障害児支援のため、加配保育士配置に係る財政

措置を講じること。

- (5) 福祉事務所等で行なっている、障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に係る証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳・療育手帳を道路株式会社等に提示することで、本人確認ができるよう制度を改正すること。
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する特例子会社の重度障害者多数雇用事業所は、製作される物品の買入れや役務の提供について、随意契約をすることができる団体の対象外であるため、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設等と同様に、随意契約ができるよう地方自治法施行令を改正すること。

6. 生活保護制度について

- (1) 生活保護制度は、国の責任において実施すべきことから、4分の3の費用負担に留まらず、人件費を含めた制度に係る費用全額を国庫負担とすること。
- (2) 複雑多様化する社会情勢や受給者の増加等により、業務量が増大するとともに、その対応が難しくなっている現行制度について、判断や運用が適切に行えるよう抜本的に改正すること。

7. 民生・児童委員について

- (1) 民生・児童委員の活動費及び報酬を、活動の実態に即し増額するなど、財政措置を講じること。
- (2) 民生・児童委員の役割、位置付けを明確にすること。
- (3) 複雑・多様化する社会情勢に対応でき、地域福祉の中核的な担い手として、やりがいを持ち活動できるよう、活動の範囲を含め民生・児童委員制度を抜本的に改正すること。

8. 国等の主導による広域圏単位の「成年後見センター」の開設について

超高齢社会にあつて認知症患者等が増加しており、今後も成年後見制度の必要性はさらに高まるものと予想されることから、成年後見制度に係る体制整備をより一層進めるため、国等の主導により広域的な圏域を対象とする「成年後見センター」を開設すること。

保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、少子高齢化の進展への対応や地域医療の確保をはじめとした保健・医療施策の一層の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地域医療の充実と医師等の確保対策について

医師等の地域間による偏在等により、地方病院をはじめ医療を取り巻く環境は、年々悪化しており、国は地域の実態を踏まえ、国民が安心できる医療を提供できるよう、次の措置を講じること。

- (1) 総医療費抑制策や採算性を重視する医療制度改革は、不採算分野の受け皿である、地方の公立病院の経営改善の足かせともなっており、公立病院の実情を勘案し医療制度改革を行うこと。
- (2) 地域間の医師偏在解消・地域医療格差の是正のため、地域を支える基幹病院としての自治体病院等の整備・運営等に対する財政支援措置を強化すること。
- (3) 医師に対する一定期間の地域医療従事義務化や医師臨床研修制度の見直しなど、医師の地域間及び診療科目間等の偏在解消を、積極的かつ具体的に講じること。
- (4) 地域において適正な医師養成数を確保するため、県の人口に応じた、医科系大学を新たに設置するとともに、地元に着する医師の養成を図るため、適切な措置を講じること。
- (5) 都市自治体を実施する、医学生修学貸与資金における、返還義務免除時の貸与金については、非課税扱いとすること。
- (6) 看護師等養成所の専任教員は、有資格者が少なく、その確保に苦慮しているため、専任教員を確保できるよう、大学（看護）教育の中で、専任教員の育成ができる科目の拡充を行うこと。
- (7) 在宅医療体制の充実のため、国の基準病床数制度における病床過剰地域であっても、地域の実情に応じて、特定の病床等に係る特例措置として、緩和ケア病棟の新設・増床について特例配分すること。
- (8) 病院勤務医の負担軽減に資する体制に対して加算される診療報酬については、平成26年度改定においても現状維持するとともに、充実に努めること。

(9) 消費税率の引き上げにより病院事業の消費税負担額が更に増大し、病院経営に深刻な打撃を与えることとなるため、医療費に係る経費については、診療報酬の改定を行うなど十分な対策を講じること。

2. 子ども医療費助成制度の創設等について

子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの早期受診や傷病の重症化を予防し、年齢や心身の状況に応じた必要な医療を、全国的かつ総合的に受診できる環境を整備するため、子どもの医療費助成制度を創設し財政措置を講じること。

3. がん検診推進事業の継続実施等について

女性特有の子宮頸がん、乳がん及び大腸がんを検診の対象とした「がん検診推進事業」を平成26年度以降も継続するとともに、適切かつ十分な財政措置を講じること。

また、住民や医療機関へ周知できるよう、当該事業の制度内容については速やかに開示すること。

4. 少子化支援施策の充実強化について

(1) 特定不妊治療支援事業については、治療を中止した場合などの助成上限額を復活させるとともに、所得制限を緩和すること。また、特定不妊治療に限定することなく、一般不妊治療費についても対象とすること。

(2) 不妊症・不育症の治療は、保険適用となる治療・検査が限定されており、経済的な負担も大きくなるため、保険適用範囲を拡大すること。また、不育症については、治療費の助成制度など財政措置を創設すること。

5. 妊婦健康診査事業の公費助成について

妊婦健康診査の公費助成に係る費用を、普通交付税による財政措置ではなく、措置額が明確となる国による負担制度にすること。

6. 予防接種等について

(1) 定期予防接種費用は、国・県による負担がなく、都市自治体の財政負担が年々増加している。一方、任意の予防接種の対応については、都市自治体で格差が生じている。予防接種制度は、医療費を将来的に抑制する国策として、実施すべき事業であることから、全国どこでも公平に予防接種が受けられるよう、全額国庫負担とすること。

(2) 新制度を創設するまでの間は、定期予防接種の委託単価について、適正な単価契約が図られるよう、全国統一の委託単価標準を設定すること。

(3) 制度の改正に当たっては、都市自治体の予算編成や住民への周知などに支障が生じないよう、法改正の骨子や財源の枠組みについて早期に示すとともに、ワクチン供給に混乱が生じないようにすること。

(4) 疾病の予防や重症化を防止し、医療費の低減に寄与する高齢者肺炎球菌ワクチン、ロタウィルスワクチン、水痘ワクチン、おたふくかぜワクチン及びB型肝炎ワクチンの予防接種について、国の責任において全額財政措置を講じること。

7. 骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー対策について

骨髄・末梢血幹細胞移植を多く実現させるため、移植時の当該ドナーへの助成金等の支援策を創設すること。

8. 総合特別区域法を活用した健康・まちづくり施策について

歩道・公園都市環境整備等、ハード・ソフト一体となった総合的な健康づくり施策の推進は、国が主導的に推進し、同施策の重要性について、積極的に住民意識の醸成を図るとともに、総合特別区域法を活用した取り組みを支援すること。

第5号議案

生活交通対策の充実強化について

(東 海)

生活・交通対策は、地域住民の生活の足の確保及び地域の活発な社会経済活動を支えるため、必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方鉄道存続に向けた支援について

- (1) 地方鉄道の路線維持確保のため、中小民間鉄道事業者や第三セクター鉄道会社の運行により生ずる経常損失に対する欠損補助制度を創設すること。
- (2) 中小地方鉄道に対し、鉄道施設の維持・保全に対する財政支援制度を創設すること。
- (3) 沿線都市自治体が支援する路線については、大手民間鉄道事業者に対する設備整備補助支援制度を創設すること。
- (4) 赤字補てんや利用促進など、地方鉄道を支援する都市自治体に対する財政措置を講じること。
- (5) 「定期券エコポイント制度」等の利用促進事業を創設すること。

2. BRT導入推進に係る財政支援について

BRT（バス専用通路を設ける交通システム）導入推進に係る連節バス車両購入への補助率を3分の1から2分の1へ復活するなど、財政措置を拡充すること。

3. 自転車を利活用したまちづくり事業への支援について

環境や健康増進にも資する自転車を、安全かつ安心して利用できる自転車道、レンタサイクルステーション及び駐輪場等を整備するとともに、電動アシスト自転車の無料貸し出しや購入費補助事業など、自転車を利活用したまちづくり事業に対する財政支援制度を創設すること。

第6号議案

環境及び廃棄物・リサイクル対策の促進について

(東 海)

環境問題が多様化する中、地域住民が求める安心・安全で潤いのある快適な生活環境づくりを支えるための生活環境整備の充実が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化対策等への支援について

- (1) 温室効果ガス削減に取り組む都市自治体に、国と地方の役割を明確にした具体的で実現可能な工程を示し、再生可能エネルギー及び蓄電池等分散自立型エネルギーの普及に、十分な財政措置を講じること。
- (2) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）の対象事業は、災害時に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入に特化しており、地中熱利用による空調設備等も対象事業に拡大するとともに、都市自治体が活用できるよう補助要件を緩和すること。
- (3) 地域において、再生可能エネルギー導入促進が図れるよう、情報提供、事業スキームの提案及び規制緩和を推進し、補助制度を創設するなど、財政措置を講じること。
- (4) エネルギー政策は、一過性の経済対策に終わることなく、長期を見据えた地球温暖化対策とすること。
- (5) 地球温暖化対策を促進するため、森林の間伐をはじめとするみどりの管理・育成施策、公園緑地の整備及び都市緑化施策など、効果的な対策を講じること。

2. 太陽光発電事業等に係る環境整備について

- (1) 太陽光発電をはじめとする新エネルギーの活用促進を図るため、補助金など財政措置を拡充すること。
- (2) 民間事業者による太陽光発電事業を支援するため、公共施設の一部を提供する「屋根貸し事業」を促進するにあたり、提供対象となる施設の屋根部や壁面についても、床部や敷地と同様に「貸付」が可能となるよう、関係法令等の整備を行うこと。
また、「屋根貸し事業」については、施設の目的外使用となり、さらには建設時に交付された整備事業費補助金の返還等が想定されるため、事業促進の支障となる規制等の緩和についても、関係省庁の統一した配慮のもと柔軟に対応すること。
- (3) 平成25年度以降も、住宅用太陽光発電施設導入補助制度を継続すること。

3. 東海道新幹線の騒音対策について

新幹線の騒音については、平成18年に示された「新幹線騒音に係る当面の対策について」による東海道新幹線に係る「75デシベル対策」が、依然として完了していない地点が残されている。また、本来の基準値が70デシベルの地域では、その殆どで基準が達成されていないのが現状であることから、鉄道沿線住民の健康の保護と快適な生活環境の保全のため、環境基準の達成に向けた新たな目標期間を設定するとともに、その実現に向け、早急な対策を講じるよう鉄道事業者に働きかけること。

4. 電気自動車等の普及促進について

- (1) 電気自動車等の普及促進を図るため、補助金等の支援策を拡充すること。
- (2) 電気自動車の普及促進を図るため、充電インフラの利用認証方法の統一化など、利便性の向上を図ること。

5. 循環型社会形成推進交付金の財政措置について

一般廃棄物処理施設整備事業に対する、国の財政支援策である循環型社会形成推進交付金制度は、平成26年度以降も交付申請額の満額を交付するよう、確実に財政措置を講じること。

6. ごみ焼却施設の解体に係る財政支援について

老朽化により休廃止するごみ焼却施設の解体に対し、財政措置を講じること。

7. 空き家再生等推進事業の延長について

急激な少子化から小中学校の統廃合により、跡地や建物の有効活用が急務である学校施設については、都市自治体の利活用は限られ、新たな利活用には民間参入は不可欠である。民間参入が促進できるよう、空き家再生等推進事業を継続すること。

8. 海岸漂着物の発生抑制に係る財政支援について

伊勢湾の離島では、日常的に大量の海岸漂着物が堆積し、その回収・処理には甚大な費用が必要であったことから、海岸漂着物の処理経費に係る財政措置が講じられたが、海岸漂着物の発生原因となる、河川等のごみや海岸浮遊物は対象外であることから、財政措置を拡充すること。

9. 水道事業への財政支援について

- (1) 安全安心な水を供給するため、老朽化した上水道・簡易水道施設の更新・改良に伴う補助採択基準の緩和及び高率な財政支援をすること。
- (2) 小規模な複数の簡易水道を統合した上水道事業及び上水道と統合した小規模な旧簡易水道地域事業は、引き続き簡易水道事業と同等の財政支援をすること。
- (3) 経営基盤強化を目的とした簡易水道施設統合が推進される中、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づく補助率は低いため、引き上げを図ること。

10. 浄化槽整備事業（個人設置型）交付金について

平成25年度地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）により実施する

浄化槽整備事業（個人設置型）について、内示前の事業着手も交付金対象とすること。

教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

次代を担う子どもたちが健全に成長していくには、学校、家庭及び地域社会が相互に連携・協力し合うための施策や文化振興に係る施策の充実が重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 小中学校35人学級編成の推進について

小学2年生の35人学級については、一時的加配措置ではなく義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の標準に関する法律）を改正すること。併せて小学校3学年以上についても35人学級編成の導入を図るとともに、その学級編成に対応した教職員定数の改善を図ること。

2. 教職員等配置体制の整備及び財政支援等について

- (1) 小学校における外国語活動や読書活動の推進、中学校における必修教科の増加及び特別支援教育の充実に向け、都市自治体が必要に応じて適切な人材配置ができるよう、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- (2) 学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加に対応するため、教員の定数を増員すること。
- (3) 児童生徒の心の問題や友人関係、学校内のいじめ、暴力行為及び保護者の養育等の家庭問題も多く、それらに的確に対応できるスクールカウンセラー（臨床心理士）を全小中学校に配置するとともに、配置時間を拡大すること。
- (4) 個々の児童生徒に対する適切な支援、特別支援教育における子どもの理解及び児童虐待等に対して、関係機関と緊密に連携し、問題を解決することが必要不可欠であるため、社会福祉的視点を持つスクールソーシャルワーカーの増員について、財政措置を講じること。
- (5) 児童生徒の問題行動の対応に苦慮する学校に対し、個別に児童生徒や保護者に対応可能な常勤の生徒指導支援員（仮称）の新規配置への財政措置を講じること。
- (6) 子どもたちの英語教育に必要な外国語指導助手派遣事業への補助制度の創設及び財政措置を講じること。

3. いじめ防止に係る取組みへの支援について

第三者的立場の専門委員会の設置、ソーシャルワーカーの確保や市民への啓発活動

など、子どものいじめ防止策への取組みを支援する制度の創設及び財政措置を講じる
こと。

4. 特別支援教育の充実について

(1) 特別支援学級は、一学級8人による学級編制となっているが、自閉症・情緒障害学級等については、学級運営が難しいため、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、より少人数による適正な学級編制標準とすること。併せて、学級数の増加に対応した教職員定数の拡充を図ること。

(2) 通常学級内において、発達障害やそれに伴う問題行動、不登校等による特別な教育支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあることから、支援を要する子どもに適切に対応し、二次障害（問題行動や不登校など）の未然防止と、小1ギャップ（幼稚園・保育所等からの進学等に伴う不適応）や中1ギャップ（不適応を起こしやすい）の解消を図るため、特別支援教育を行う校内チームの中心的役割を担う専任教諭を各学校に配置すること。

(3) 普通学級に在籍する児童生徒のうち、個別の支援を要する児童生徒をサポートするため配置する特別支援教育支援員派遣事業は、普通交付税や交付金事業等の活用では継続した配置が困難のため、新たな補助制度を創設し、財政措置を講じること。

また、特別な支援を必要とする特別支援学級在籍児童生徒に対しても、特別支援教育支援員配置への財政措置を講じること。

5. 就学援助費の超過負担の解消について

要保護児童生徒に対する就学援助費及び特別支援教育就学奨励費など教育関係補助事業について、都市自治体が超過負担を生じないように、国の責任において補助率に基づき算出した補助申請額を全額交付する財政措置を講じること。

6. 幼稚園就園奨励事業の支援制度の拡充について

公・私立幼稚園就園奨励事業の制度拡充や補助要件の緩和と同時に交付額の圧縮は、都市自治体に更なる財政負担を生じさせているため、幼稚園就園奨励事業制度のあり方を抜本的に見直しするとともに、補助申請額に対し、全額交付する財政措置を講じること。

7. 外国人児童生徒の教育支援体制の充実について

学校現場においては、外国人児童生徒の母国語がわかり、様々な支援ができる人材の配置が強く求められている。外国人児童生徒の教育支援体制の充実のため、学習支援や日本語指導等を行う支援員を拡充できるよう財政措置を講じること。

(1) 多様な国籍や言語を有する外国人児童生徒に対する日本語指導や進路指導等の支援体制の充実を図るため、帰国・外国人児童生徒受入促進事業を堅持すること。

(2) 都市自治体がALT（外国語指導助手）を雇用した場合は、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）活用と同様に緩和し財政措置を講じること。

(3) 日本語指導に係る「特別の教育課程」として制度が開始されるに当たっては、日本語指導の必要な外国人児童生徒の在籍状況を十分把握した上で、必要な日本語指導者を確保できる教職員配置を講じること。

8. 学校ICT化の支援について

(1) ICT支援員については、教育の質を向上させるための教員のスキルアップを図るうえで、サポートが強く望まれることから、「ICT支援員派遣事業」に対する事業費補助制度を創設すること。

(2) 小中学校「校務支援システム(成績表、指導要録などを作成管理できるシステム)」の導入及び維持管理には多額の経費が必要となるため、補助制度を創設すること。

(3) ネット上の悪質な書込み(誹謗中傷、個人情報流失等)を早期に発見し、児童生徒へのネットいじめ被害を未然に防止するための「学校ネットパトロール事業」に対する事業費補助制度を創設すること。

9. 学校施設環境改善交付金について

(1) 学校施設環境改善交付金は、耐震に特化した配分ではなく、教室不足、施設老朽化及びトイレ洋式化等の整備に取り組む都市自治体の実情に配慮した配分とすること。

(2) 大規模改造事業(老朽化対策等)に係る交付金について、学校施設の長寿命化を図るため、補助対象下限額の引き下げや部分改修を補助対象化するなど、学校現場の実情にあった制度に見直すこと。

(3) 小中学校の普通教室へ、エアコン等の空調設備を計画的に設置できるよう、学校施設環境改善交付金をより一層拡充すること。

10. 公立高等学校の授業料無償化に係る交付金について

公立高等学校授業料不徴収交付金は、自治体ごとが実施していた減免等の事情を反映した制度に改正するとともに、平成25年度以降の交付金に反映すること。

11. 歴史まちづくりの推進に係る財政支援制度の新設について

(1) 地域における歴史的風致の維持向上に関する法律に基づく、歴史的風致維持向上計画の認定都市自治体の取組みに、総合的な財政支援補助制度を新設すること。

(2) 歴史的建造物等の保全・復元には、多額の費用が必要で、かつ所有者も自己負担を強いられることから、居住や活用の継続が困難となり、地域の歴史的町並みの喪失に繋がる恐れがあるため、歴史的建造物等の整備費用に係る、新たな財政措置を確立すること。

都市基盤の整備促進について

(東 海)

地域の活性化と地域住民の豊かな生活の実現のため、土地利用制度の緩和をはじめ、港湾、道路、河川等の都市基盤整備の促進が求められており、防災減災の観点からもその整備は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 土地利用制度等の見直しについて

- (1) 人口減少社会における、地域活力の低下に歯止めをかけるため、法改正も視野に入れながら、農地転用等農業政策を含めた、新たな都市計画制度の設計に地方と取り組むこと。
- (2) 新たな産業交流拠点形成など、地域の振興活性化にとって整備が必要不可欠な地区においては、農業公共投資を受けた農地であっても、耕作放棄地など生産性の低い農地については、産業用地への転用等開発を可能とするよう、農地法・農業振興地域の整備に関する法律及びまちづくり三法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律）の規制等について、許可申請に関する例外規定を国県と同様に、都市自治体にも適用するなど基準を緩和すること。
- (3) 土地の有効活用や土地取引の円滑化、災害時の復旧等に有効な地籍整備の一層の推進を図るため、地籍調査事業に係る地籍調査費負担金及び地籍整備推進調査費補助金に、十分な予算確保をすること。

2. 都市基盤整備事業等の促進について

- (1) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画決定権限を、法定移譲された政令指定都市以外の都市自治体にも移譲すること。
- (2) 高規格幹線道路や遅れている地方の道路整備に加え、東海地震等に備えた橋梁耐震補強や修繕、生命・財産を自然災害から守る治水砂防事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の社会基盤の整備や維持管理の計画的かつ着実な実施に必要な財源を確保すること。
- (3) 中心市街地周辺における都市基盤整備事業の促進を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業（岐阜高島屋南地区、岐阜駅東地区）及び名鉄名古屋本線連続立体交差事業等の早期事業化を図ること。

(4) 公共交通の基幹である鉄道駅における自由通路の整備、それに伴う橋上駅舎化など、都市自治体が整備費の多くを負担しなければならず、厳しい財政事情にある都市自治体にとり、整備が進まない状況にあることから、都市自治体の財政規模に応じた支援措置制度を創設すること。

(5) 港湾は、産業と経済の発展を支える重要な交通基盤インフラであり、地域産業の振興を担う上で重大な役割を果たしている。また、空港や高速道路などの整備により、陸・海・空を結ぶ交通ネットワークが形成され、利便性の向上が期待されている。

港湾が、国際的にも産業活動の拠点として発展していくために、バースの整備など港湾整備事業を促進すること。

3. 生活環境整備に係る支援制度の拡充及び創設について

(1) 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、国民共通の資産として、その整備及び保全が図られなければならない。そのため、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした取り組みへの支援制度を創設すること。

(2) 公園施設トイレのバリアフリー化や防災機能を強化するため、都市公園安全・安心対策緊急支援事業の継続延長を図ること。

(3) 公園施設の老朽化を調査し、対策を検討する長寿命化計画に基づいた施設の補修・更新等に係る国庫支援制度を創設すること。

4. 治水・砂防・河川事業の整備促進について

(1) 近年、多発している、ゲリラ豪雨による浸水被害に迅速に対応するため、河川事業に対する社会資本整備総合交付金を増額するとともに支援メニューを拡大すること。

(2) 住民の生命と財産を守るため、堤防や護岸整備の必要な地区に対し、木曾川水系河川整備計画に基づき早期整備すること。

(3) 洪水調節を行う有効な治水対策である、岐阜県の新丸山ダム建設事業のダム検証による対応方針を早期決定し、本体着工と完成に向けた措置をすること。

(4) 台風の激甚化や短期的局地的豪雨等に対する、岐阜県の境川改修事業の整備促進を図るため、必要な予算確保をすること。

(5) 豪雨時の土石流や土砂流出に伴い、河床上昇による河川氾濫被害が予測される2級河川員弁川支流の砂防施設整備、河川改修及び河床の堆積土砂撤去に対する財政措置を講じること。

(6) 床上浸水が頻発する、1級河川熊野川及び支流の河床の堆積土砂撤去に対する定期的整備に対する財政措置を講じること。

(7) 道路・田畑への冠水など浸水被害が頻発する、1級河川雲出川及び支流の河川改修、堤防及び護岸補強工事の早期完了と河道の定期的掘削に対する財政措置を講じること。

- (8) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に、住宅を有する者に対する、区域外への移転支援制度を創設すること。
- (9) 土砂災害特別警戒区域内で、土砂災害にも耐える構造住宅を建替える場合には、建築費用が高くなり、区域外への転出により人口減少や土地の荒廃を招くことから、当該地域の住宅建替えに対する補助制度を創設すること。

5. 道路整備事業の予算確保等について

- (1) 災害時の緊急避難道路としての役割も担う、地域高規格道路を早期に整備すること。
- (2) 幹線道路網の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金の十分かつ確実な予算確保をすること。
- (3) 地域の活性化や安全・安心の確保、豊かな生活環境の実現のため、高速道路から生活道路までバランスのとれた道路ネットワーク整備、大規模災害に備える幹線道路ネットワーク整備及びミッシングリンク解消のための、財政措置を講じること。
- (4) 産業創出や雇用拡大等地域活性化に、大きな期待が寄せられている東海環状自動車道の西回り区間の早期完成を目指し、事業促進を図ること。
- (5) 東海環状自動車道西回り区間の岐阜市三輪地域における、スマート I C を設置すること。
- (6) 東海環状道路西回り区間の新名神高速道路と接続ポイントとなる四日市北 J C T（仮称）から名神高速道路養老 J C T に繋がる区間を早期完成させるとともに、いなべ市内のパーキングエリア、スマート I C を設置すること。
- (7) 岐阜・西濃圏域を結ぶ産業・経済の大動脈として、重要な路線である国道 2 1 号の 6 車線化の整備促進を図ること。
- (8) 岐阜南部横断ハイウェイの早期事業化及び整備を図ること。
- (9) 国道 1 5 6 号線岐阜東バイパスの事業促進を図ること。
- (10) 一宮中入口 I C から岐南 I C 間の名岐道路（国道 2 2 号）の事業化を図ること。
- (11) 東名阪自動車道の交通渋滞が激しい四日市から亀山区間において、渋滞の解消に資する新名神高速道路の三重県区間の供用を前倒しすること。
- (12) 国道 1 号に架かり、築後 7 7 年以上が経過した伊勢大橋は、地盤沈下や老朽化が著しく架替事業に早期着手すること。
- (13) 国道 2 3 号の慢性的な渋滞解消と災害時の緊急輸送路となる国道 2 3 号中勢バイパス道路の全線を早期供用すること。
- (14) 伊勢志摩連絡道路の国道 1 6 7 号鵜方磯部バイパス及び磯部バイパスの早期整備を図ること。

6. 新幹線関連事業の整備及び促進について

- (1) 岐阜県全域に、リニア中央新幹線の波及効果を行き渡らせるため、必要な機能整備を国家プロジェクトとして位置付けし、都市自治体へ財政・制度的な支援をすること。

(2) リニア中央新幹線岐阜県中間駅の開業に向け、広域的なアクセス道路として、濃飛横断自動車道の下呂市から中津川市間の調査・整備区間の早期指定、及び郡上市八幡から和良間の整備方針の早期決定の予算措置をすること。

(3) 関東圏と関西圏の中央に位置する、富士山静岡空港と新幹線新駅との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題としての議論を高め、新駅東海道新幹線「静岡空港駅」設置の早期実現に向け、関係者への強い働きかけを行うこと。

7. 下水道台帳システム整備補助制度の創設について

下水道台帳は、下水道施設の情報が記載されたもので、地域住民、関係官公署、関係企業などの利用者に対する利便性の向上と、災害時における一次・二次調査に管渠等の情報を迅速に提供することが必要不可欠である。

については、下水道台帳の利用の効率化が図られるよう、システム化及び維持管理に対する財政支援制度を創設すること。

第9号議案

農林施策の充実強化について

(東 海)

農林業従事者が高齢化などにより減少する中、持続的な農林業の発展と食料自給率の安定的な確保などは、必要不可欠である。

よって、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 農業施設整備の予算拡充について

- (1) 防霜ファン施設の更新整備については、国の農業基盤整備促進事業による補助対象とされているが、茶価の低迷等により、茶農家の農業経営は非常に厳しく、施設の更新を短期間で完了することは困難であることから、防霜ファン施設の更新整備を希望する茶農家が、それぞれの経営状況に応じて、円滑に更新整備を完了することができるよう、事業を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 施設の長寿命化のため、きめ細やかな管理の定着による将来的な維持管理費の抑制に繋がる農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金）の財政措置の拡充を図ること。

2. 土地改良法による手続きについて

土地改良事業のうち、既設土地改良施設の機能保全事業であって受益者から事業の負担金を徴しない事業については、土地改良事業に対する同意の省略など、実情に応じた柔軟な対応が図られるよう関係法令を見直すこと。

3. 林業施策の充実強化について

- (1) 森林・林業再生プランの着実な推進に向け、継続かつ安定的な森林整備事業の予算を確保すること。
- (2) 奥地等の森林も環境保全を重視する森林として、必要に応じて切捨間伐の実施予算を確保すること。
- (3) 山腹崩壊等危険地の災害防止や森林等保全を早急に図るため、流域全体を見据えた計画的・効率的な治山事業の予算を確保すること。
- (4) 森林を適切に管理する上で、極めて重要な森林境界の明確化は、現地調査、所有者等からの同意書、現地立会による境界確認・確定、現地測量など多大な労力と費用が必要となるため、森林の境界明確化に対する財政支援制度を創設すること。
- (5) 木材需要量の減少や材価の下落を改善するため、木造住宅建設促進施策の財政措置を拡充すること。

(6) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律により、方針を策定した都市自治体に対し、森林・林業・木材産業づくり交付金の上乗せ等の財政措置を拡充すること。

(7) 国産木材を利用した公共建築物に対する補助制度の予算を確保するとともに、現在は補助対象外となっている、複数年にまたがる継続事業を補助対象とすること。また、都市自治体が活用しやすい補助制度とするため、保育所や特別支援学校などの採択要件の見直しを図ること。

4. 鳥獣被害防止対策について

(1) 獣害による農作物や森林等への被害を防止し、農地、森林等を保全するため、市町村や県域を越えた広域的な被害防止策を構築すること。

(2) 中山間地域に出没する有害獣対策のため、地域住民が主体となった、鳥獣被害防止施設設置活動に対する鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を確保するとともに、地域の独自対策も対象とするなど、都市自治体の実情に応じて、弾力的運用が可能となるよう、新たな獣害対策交付金制度の創設を含め制度を見直すこと。

経済・雇用施策の充実強化について

(東 海)

活発な経済社会の構築のため、地域産業の振興や雇用の安定確保等は、必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 広域周遊観光の促進及び着地型旅行商品開発等への支援について

広域周遊観光の促進、着地型旅行商品の開発等に向けた人材育成及び観光地域づくりプラットフォーム(ワンストップ窓口機能事業体)の創設など、観光を核とした地域活性化策への財政措置を拡充すること。

2. 商店街の活性化について

地域商店街活性化法の認定事業や新たに創設された「地域商業再生事業」等により商店街活性化に取り組む商店街に対して、積極的かつ安定的な支援を継続すること。

3. 定住外国人に向けた施策の充実について

- (1) 多文化共生を推進するため、外国人労働者を雇用する企業に対して、日本語や日本の生活習慣等に関する研修を義務化すること。
- (2) 外国人住民が地域社会と共生できるよう、日本語習得を促進し日本文化、慣習、ルール及びマナーへの理解が深まる「在住外国人の定住プログラム(仮称)」を制定すること。